

治験薬及び治験機器取扱規約（医師主導治験）別紙

公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院

（院内助成金の申請）

治験責任医師（自ら治験を実施しようとする者）は、治験薬及び治験機器取扱規約（医師主導治験）第4条の治験の申請に際して、治験に要する経費を書式19-2、19-3、19-4により算出し、治験経費として実際に支払うことのできる金額がそれを下回る場合は、その差額分を病院負担（院内助成金）として申請する。申請は、医師主導治験に要する経費の院内助成申請書（(医)助成金申請）を院長に提出することによる（治験事務局受理）。

2 院長は、医師主導治験の実施に関して院内助成の申請があった場合、院内助成金として支出するかどうかを運営会議に諮問する。運営会議の審査結果は、医師主導治験に要する経費の院内助成に関する通知書（(医)助成金通知）をもって、治験責任医師（自ら治験を実施しようとする者）に通知する。

3 ただし、病院負担分が100,000円以下の場合は、運営会議にて報告のみとする。

以上

2013年12月3日制定